

○厚生労働省令第十四号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）及び保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成十四年政令第四号）の施行に伴い、並びに保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第一百三十三号）第三十三条及び保健婦助産婦看護婦法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第二十一条の規定に基づき、保健婦助産婦看護婦法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年二月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力

保健婦助産婦看護婦法施行規則等の一部を改正する省令

（保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部改正）

第一条 保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健婦助産婦看護婦法施行規則

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健婦助産婦看護師法」に、「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第一条の二第一項中「保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許又は看護師免許」に改め、同条第二項中「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改める。

第一条の三の見出し中「保健婦免許、助産婦免許及び看護婦免許」を「保健師免許、助産師免許及び看護師免許」に改め、同条第一項中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許の申請書は第一号様式」を「保健師免許又は看護師免許の申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の様式」に改め、同条第二項第一号中「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」に改め、同条第三項中「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験」に、「添付」を「添付」に改める。

第二条の見出し中「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改め、同条第一項中「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改め、同条第二項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第一号中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同条第三項中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に、「添付」を「添付」に改める。

第三条の見出し中「保健婦籍、助産婦籍及び看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍及び看護師籍」に改め、同条中「令第二条第一項第五号」を「令第二条第一項第六号」に、「第四号」を「第五号」に、「保健婦籍、助産婦籍又は看護婦籍」を「保健師籍、助産師籍又は看護師籍」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第二号中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第三号中「まつ消」を「抹消」に改める。

第四条の見出し中、「准看護婦籍」を「看護婦籍」に改め、同条中「准看護婦籍」を「看護婦籍」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同条第二号中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第三号中「抹消」を「抹消」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中、「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護婦国家試験」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中、「准看護婦試験」を「看護婦試験」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中、「保健師国家試験」を「保健師国家試験」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中、「助産師国家試験」を「助産師国家試験」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中、「看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に改める。

第二十三条（見出しを含む。）中、「准看護婦試験」を「看護婦試験」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）中、「保健師国家試験」を「保健師国家試験」に改め、同条中「保健師国家試験」を「保健師国家試験」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に改め、同条第三号中「保健師学校」を「保健師学校」に、「保健師免許」を「保健師免許」に改める。

第二十五条の見出し中、「助産師国家試験」を「助産師国家試験」に改め、同条中「助産師国家試験」を「助産師国家試験」に、「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「助産師学校」を「助産師学校」に、「助産師免許」を「助産師免許」に改める。

第二十六条の見出し中、「看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に改め、同条中「看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に、「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「看護婦学校」を「看護婦学校」に、「看護婦免許」を「看護婦免許」に改める。

第二十七条の見出し中、「准看護婦試験」を「看護婦試験」に改め、同条中「准看護婦試験」を「看護婦試験」に、「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「看護婦学校」を「看護婦学校」に、「看護婦免許」を「看護婦免許」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中、「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護婦国家試験」に改める。

第二十九条中、「保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」に改める。

第三十条第一項中、「保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験」に改め、同条第二項中「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験又は看護婦国家試験」に改める。

第三十一条（見出しを含む。）中「准看護婦試験」を「看護婦試験」に改める。

第三十三条第一項を次のように改める。

2 法第三十三条の規定による届出は、第三号様式による届書提出することにより行つて行つものとす。

第三十三条第三項中「同項第五号に該当する者」を「保健師業務、助産師業務又は看護婦業務のうち、二以上の業務に従事する者」に改める。

第三十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「分娩回数」を「分娩回数」に改め、同条第六号及び第七号中「分娩」を「分娩」に改め、同条第八号中「分娩異常」を「分娩異常」に改め、同条第十一号中「産じよく」を「産じよく」に、「じよく」を「じよく」に改める。

附則第一項中「准看護婦」を「看護婦」に、「准看護婦籍」を「看護婦籍」に改める。

附則第三項の後段を削る。

附則第六項中「第一号様式」の下に「又は第一号の様式」を加え、左の「を」を「次の」に改める。

附則第七項中「保健師国家試験」を「保健師国家試験」に、「左に」を「次に」に改める。

附則第八項中「助産師国家試験」を「助産師国家試験」に、「左に」を「次に」に改める。

第一号様式中「保健師（助産師、看護婦）」を「保健師（看護師）」、「免状下付（名簿登録）」を「免状下付」、「氏名」を「氏名」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

「免状下付」	「氏名」	「免状下付（名簿登録）」	「氏名」
「免状下付」	「氏名」	「免状下付（名簿登録）」	「氏名」

性別	男
性別	女

第一号の様式（第一号の三、附則第六項関係）

登録番号	登録年月日	収入印紙欄 (消印しないこと。)
登録年月日		

助産師免許申請書

昭和 平成	年	月	日	第 号
昭和 平成	年	月	日	第 号

旧規則	新規則
名簿登録年月日	名簿登録年月日
大昭和 平成	大昭和 平成
年	年
月	月
日	日
米国民政府布令	米国民政府布令
36・162号	36・162号
免状交付年月日	免状交付年月日
第 号	第 号

- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日) 有・無
 - 助産師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行つたことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日) 有・無
 - 出願後の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合、出願時の本籍又は氏名) 有・無
- 上記により、助産師免許を申請します。
- 平成 年 月 日

コート番号	都道府県
コート番号	都道府県

コート番号	電話番号	都道府県	市	区	町	村	番	地番
コート番号	電話番号	都道府県	市	区	町	村	番	地番

- (健康保険法施行規則の一部改正)
- 第二条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 - 第四十七条ノ二中「看護婦等(看護婦)」を「看護師等(看護師)」に改める。
 - 第四十七条ノ三中「保健婦、保健士、助産婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「保健師、助産師、准看護師」に改める。
 - 第四十七条ノ八第九号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。
 - 第六十一条第一項、第六十二条第二項第一号及び第六十三条ノ五第一項中「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 様式第二号ノ五中「歯齲齧」を「歯齲齧」に改める。
 - (船員保険法施行規則の一部改正)
 - 第三条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
 - 第四十七条ノ五第二項、第四十七条ノ六第二項第二号及び第三号並びに第四十八条第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 様式第十二号(表面)中「歯齲齧」を「歯齲齧」に改める。
 - (人口動態調査令施行細則の一部改正)
 - 第四条 人口動態調査令施行細則(昭和二十三年厚生省令第六号)の一部を次のように改正する。
 - 様式第一号、様式第三号及び様式第六号中「母胎」を「母胎」に改める。
 - (医療法施行規則の一部改正)
 - 第五条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条第一項第八号及び第五項第一号中「看護婦」を「看護師」に改める。
 - 第二条第一項第四号及び第二項、第三条第一項第三号並びに第五条中「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 第六条第二項第二号中「看護婦」を「看護師」に改める。
 - 第六条の三第一項第六号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に改める。
 - 第八条中「助産婦免許証」を「助産師免許証」に改める。
 - 第九条第一号及び第二号中「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 第九条の二の二第一項第七号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に改める。
 - 第九条の九第一号中「看護婦」を「看護師」に改める。
 - 第九条の十五中「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 第九条の十六第一項第一号口及び八中「看護婦」を「看護師」に改める。
 - 第十九条第一項各号列記以外の部分中「看護婦」を「看護師」に改め、同項第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に、「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 第二十一条の二各号列記以外の部分中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第二号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に改める。
 - 第二十二条の二第一項各号列記以外の部分中「看護婦」を「看護師」に改め、同項第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護婦」に、「助産婦」を「助産師」に改める。
 - 第二十二条の四の二中「看護婦」を「看護師」に改める。
 - 第三十条の三十五第一項第三号八中「看護婦」を「看護師」に改める。
 - 第四十九条中、第九条、第十条、第十四条第一項、第十六条を「第九条第一号、第十条第一号、第十四条第一項第一号並びに第十六条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。
 - 別記様式第一の二を次のように改める。

別記様式第一の二

病 院 報 告 (従事者票)

都道府県名 保健所名

平成 年分

病院名 所在地

* 保健所符号	* 整理番号
---------	--------

職 種		従事者数	職 種		従事者数	職 種		従事者数	職 種		従事者数
医 師	常 勤	(01)	看 護 業 務 補 助 者	(10)	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	(19)	臨 床 検 査 技 師	(20)	そ の 他 の 技 術 員		(28)
	非 常 勤 換 算	(02)		理 学 療 法 士 (P T)		(11)		臨 床 検 査 技 師	(21)	医 療 社 会 事 業 従 事 者	
歯 科 医 師	常 勤	(03)	作 業 療 法 士 (O T)	(12)	衛 生 検 査 技 師	(21)	そ の 他	(22)	事 務 職 員		(30)
	非 常 勤 換 算	(04)		視 能 訓 練 士		(13)		臨 床 工 学 技 士	(23)	そ の 他 の 職 員	
薬 剤 師		(05)	言 語 聴 覚 士		(14)	あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指		(24)			
保 健 師		(06)	義 肢 装 具 士		(15)	管 理 栄 養 士		(25)			
助 産 師		(07)	歯 科 衛 生 士		(16)	栄 養 士		(26)			
看 護 師		(08)	歯 科 技 工 士		(17)	精 神 保 健 福 祉 士		(27)			
准 看 護 師		(09)	診 療 放 射 線 技 師		(18)						
備 考											

注 *印は保健所で記入すること。

(児童福祉施設最低基準の一部改正)

第六条 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第二十一条、第二十二條、第四十九條第五項及び第六項並びに第六十九條第四項及び第五項中看護婦」を「看護師」に改める。

第七十二條中「看護婦詰所」を「看護師詰所」に改める。

第七十五條第一項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(生活保護法施行規則の一部改正)

第七条 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「助産婦」を「助産師」に改め、同條第二項中「助産婦」を「助産師」に「写し」に改める。

第十一條、第十二條第四号及び第五号並びに第十三條中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十四條第三項中「受けた助産婦」を「受けた助産師」に、保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

様式第三号(表面)中「助産婦」を「助産師」に、

助産婦の数	助産師の数
准看護婦の数	准看護師の数

に改め、同様式(裏面)の注意事項の2中「助産婦」を「助産師」に改め、同様式(裏面)

の記載要領の1中「助産婦」を「助産師」に改め、同様式(裏面)の記載要領の8中「助産婦」を「助産師」に改め、同様式(裏面)の記載要領の9中「助産婦の数を、准看護婦の数を、助産師の数を、准看護師の数を」に改める。

様式第四号中「助産婦」を「助産師」に改める。

様式第五号から様式第九号までの様式中「助産婦」を「助産師」に改める。

(結核予防法施行規則の一部改正)

第八条 結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條第六号中「保健婦、助産婦、看護婦」を「保健師、助産師、看護師」に、あん摩師、はり師、きゆう師」を「あん摩師、はり師、きゆう師」に改める。

(死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部改正)

第九条 死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令(昭和二十七年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記様式中「助産婦」を「助産師」に改める。

(母体保護法施行規則の一部改正)

第十條 母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九條中「左に」を「次に」に改め、同條第一号中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

第十一條中「次の通り」を「次のとおり」に改め、同條第四号中「助産婦、保健婦、看護婦」を「助産師、保健師、看護師」に改める。

第十七條中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同條第一号中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

(栄養改善法施行規則の一部改正)

第十一条 栄養改善法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「保健婦」を「保健師」に改める。

(年少者労働基準規則の一部改正)

第十二條 年少者労働基準規則(昭和二十九年労働省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦(同法第六十條第二項に規定する看護士又は准看護士を含む。)を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)

第十三條 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第四号及び第一條の第三号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に改める。

第五條の第二号口中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十四條 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三(二)(裏面)中「助産婦」を「助産師」に改める。

(国民年金法施行規則の一部改正)

第十五條 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七條の四第四号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、保健婦養成所」を「保健師養成所」に、助産婦養成所」を「助産師養成所」に、看護婦養成所」を「看護師養成所」に、准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改める。

(薬事法施行規則の一部改正)

第十六條 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第十(二)、様式第十三(二)(四)(二)及び様式第三十二(二)中「助産婦」を「助産師」に改める。

(賃金構造基本統計調査規則の一部改正)

第十七條 賃金構造基本統計調査規則(昭和三十三年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「看護婦・看護士」を「看護師」に、准看護婦・准看護士」を「准看護師」に改める。

(母子保健法施行規則の一部改正)

第十八條 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十條第一項第七号中「助産婦及び看護婦」を「助産師及び看護師」に改める。

様式第三号八ページ中「助産婦」を「助産師」に改める。

(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正)

第十九條 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第五号及び第二項並びに第十九條第一項第五号及び第二項中「看護婦又は准看護婦」を「看護師又は准看護師」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十條 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第五号及び第二項中「看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「看護師又は准看護師」に改める。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二十一条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号中「看護婦等雇用管理研修助成金」を「看護師等雇用管理研修助成金」に改める。

(視能訓練士法施行規則の一部改正)

第二十二條 次に掲げる省令の規定中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

一 視能訓練士法施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十八号)第十一条第一号

二 臨床工学校士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)第十三条第一号

三 義肢装具士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第二十号)第十三条第一号

四 言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)第十四条第一号

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第二十三條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改める。

第十二條の見出しを「保健師助産師看護師法施行規則関係」に改め、同条第一項中「准看護婦試験」を「看護師試験」に、保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改め、同条第二項中「准看護婦」を「看護師」に、保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改め、同条第三項中「准看護婦」を「看護師」に、准看護婦籍」を「看護師籍」に改め、同条第五項中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に、保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

第四十四條第五号を次のように改める。

五 保健師助産師看護師法施行規則

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二十四條 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第一項中「保健婦又は保健士」を「保健師」に改める。

(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正)

第二十五條 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦として」を「保健師として」に改める。

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第二十六條 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第十号中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に、「看護婦等の処遇」を「看護師等の処遇」に、「看護婦等雇用管理研修助成金」を「看護師等雇用管理研修助成金」に改める。

(医師法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十七條 医師法施行規則等の一部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「准看護婦」を「看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

(老人保健法施行規則の一部改正)

第二十八條 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の三中「看護婦等(看護婦)」を「看護師等(看護師)」に改める。

第二十三條の四中「保健婦、保健士、看護士、准看護婦、看護士」を「保健師、准看護師」に改める。

様式第3号の2(裏面)中「 」を「 」に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十九條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一号及び第二号中「助産婦」を「助産師」に改める。

(女性労働基準規則の一部改正)

第三十條 次に掲げる省令の規定中「看護婦」を「看護師」に改める。

一 女性労働基準規則(昭和六十一年労働省令第三号)第一条第一項第二号

二 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十八号)第二条第十四項及び第十五項並びに第三十五條第四号

三 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第十五号)附則第四条

四 精神障害者社会復帰施設設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第三十七條第一項第三号

(国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行規則の一部改正)

第三十一條 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号(2)中「保健婦、助産婦、看護婦(准看護婦)」を「保健師、助産師、看護師(准看護師)」に改める。

第二條第一号中「看護婦養成所及び准看護婦養成所」を「看護師養成所及び准看護師養成所」に、「看護婦その他」を「看護師その他」に改める。

(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の一部改正)

第三十二條 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第六号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦又は看護士」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第三十三條 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の表実技試験の項第二号中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

(知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正)

第三十四條 次に掲げる省令の規定中「保健婦又は看護婦」を「保健師又は看護師」に改める。

一 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成二年厚生省令第五十七号)第十一条第一項第三号及び第四項並びに第二十一条第一項第三号及び第四項

二 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)附則第二項(救急救命士法施行規則の一部改正)

第三十五條 救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第二号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第三十六条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律施行規則(平成四年厚生省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律施行規則

第一条の見出し中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に、「看護婦等の員数」を「看護師等の員数」に改める。

第二条第一項第三号中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改め、同条第二項中「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令の一部改正)

第三十七条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令(平成四年^{厚生省}労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

題名中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第一条第一項中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に改める。

(医師法、歯科医師法及び保健師助産師看護婦法意見の聴取等手続規則の一部改正)

第三十八条 医師法、歯科医師法及び保健師助産師看護婦法意見の聴取等手続規則(平成七年厚生省令第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医師法、歯科医師法及び保健師助産師看護婦法意見の聴取等手続規則

第一条から第三条まで及び第六条中「保健師助産師看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第三十九条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項第二号中「保健師助産師看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第七項第二号中「保健師助産師看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

(介護支援専門員に関する省令の一部改正)

第四十条 介護支援専門員に関する省令(平成十年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第四十一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「看護婦」を「看護師」に改める。

第七条中「保健婦、保健士、看護士、准看護婦、准看護士」を「保健師、准看護師」に改める。

第九条中「保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、看護師及び准看護師」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四十二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「看護師又は准看護師」に改める。

第六十条の見出し中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第一項中「看護婦その他」を「看護師その他」に、「看護婦等」を「看護師等」に改め、同項第一号イ中「保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第六十一条第二項中「保健婦、保健士、看護婦又は看護士」を「保健師又は看護師」に改める。

第六十八条中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第七十条第一項中「看護婦等(准看護婦及び准看護士)」を「看護師等(准看護師)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第七十一条、第七十二条及び第七十四条中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第七十四条中「保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、看護師及び准看護師」に改める。

第九十三条第一項第二号中「看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「看護師又は准看護師」に改める。

第一百一条第一項第二号中「看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「看護師若しくは准看護師」に改め、同号イ中「看護婦若しくは看護士(以下「経験看護婦等」を「看護師以下「経験看護師」に改め、同条第二項第一号中「経験看護婦等」を「経験看護師」に改める。

第一百六条第一項中「看護婦又は看護士」を「看護師」に改める。

第二百一条第一項第三号中「看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「看護師若しくは准看護師」に改める。

第二百四十二条第一項第一号中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護師」に改める。

第二百七十五条第一項第二号中「看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「看護師若しくは准看護師」に改める。

第二百九十四条中「保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「保健師、看護師、准看護師」に改める。

附則第五條第一項中「看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「看護師若しくは准看護師」に改める。

附則第七條中「看護婦又は看護士」を「看護師」に改める。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四十三条 次に掲げる省令の規定中「看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「看護師若しくは准看護師」に改める。

一 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号) 第二條第一項第三号

二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号) 第十二條 第一項第四号

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正)

第四十四条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「看護婦」を「看護師」に改め、同項第三号中「看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士」を「看護師若しくは准看護師」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四十五条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「看護師又は准看護師」に改める。

附則第六條中「看護婦又は看護士」を「看護師」に改める。

(介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令の一部改正)

第四十六条 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令(平成十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九号中「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健婦助産婦看護婦法施行規則」に改める。

(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四十七条 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第四項第三号中「保健婦又は看護婦」を「保健師又は看護師」に改め、同条第五項第三号及び第十号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第二十条第一項第三号及び第二項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第三十二条第一項第三号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第二項第四号及び同条第七項中「保健婦又は看護婦」を「保健師又は看護師」に改める。

第四十五条第三号中「看護婦」を「看護師」に改める。

(指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第四十八条 指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同条第一項中「看護婦その他」を「看護師その他」に「看護婦等」を「看護師等」に改め、同項第一号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

第三条第二項中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦又は看護士」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

第五条、第十一条及び第十五条中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十七条第一項中「看護婦等(准看護婦及び准看護士)を「看護師等(准看護師)」に改め、同条第二項及び第三項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第十九条、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四十九条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一号中「許可」の下に「この省令による改正前の医療法施行規則第四十三條第二項の承認を含む。」を加え、同条第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に「助産婦」を「助産師」に改める。

附則第十條第一号中「入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外來患者)を、入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者)に改め、同条第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に「助産婦」を「助産師」に改める。

附則第十一條から第十三條まで、第十四條第一項第四号及び第二項並びに第十五條第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に「助産婦」を「助産師」に改める。

附則第十六條第一項第一号中「入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外來患者)を、入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者)に改め、同項第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に「助産婦」を「助産師」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に改め、同項第三号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に「助産婦」を「助産師」に改める。

附則第十七條第四号中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に「助産婦」を「助産師」に改める。

附則第二十二條各号列記以外の部分中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第二号中「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に「看護婦又は准看護婦」を「看護師又は准看護師」に改める。

(母子保健法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五十条 母子保健法施行規則の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

様式第三号九ページの改正規定中「母胎室」を「母胎器」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第五十一条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項第一号中「保健婦養成所、助産婦養成所、看護婦養成所及び准看護婦養成所」を「保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所」に改め、同条第八項中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に「看護婦等の確保」を「看護師等の確保」に改める。

第十六條第七項中「保健婦」を「保健師」に改める。

第五十条(見出しを含む)中「総看護婦長」を「総看護師長」に改める。

第五十五条(見出しを含む)中「看護師養成所等」に改め、同条中「看護婦養成所、助産婦養成所」を「看護師養成所、助産師養成所」に改める。

第五十六条(見出しを含む)中「看護師養成所」に改め、同条第一項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第二項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に「看護婦及び看護士」を「看護師」に改め、同条第三項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

第五十七条(見出しを含む)中「助産師養成所」に改め、同条第一項の表以外の部分中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改め、同項の表名称の欄中「助産婦科」を「助産師科」に改め、同条第二項中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に「助産婦」を「助産師」に改め、同条第三項中「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改める。

第九十七條(見出しを含む)中「総看護婦長」を「総看護師長」に改める。

第九十八條(見出しを含む)中「看護師養成所等」に改め、同条中「看護婦養成所、准看護婦養成所」を「看護師養成所、准看護師養成所」に改める。

第九十九條(見出しを含む)中「看護師養成所」に改め、同条第一項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第二項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に「看護婦及び看護士」を「看護師」に改め、同条第三項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

第一百條(見出しを含む)中「看護師養成所」に改め、同条第一項中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同条第二項中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に「准看護婦及び准看護士」を「准看護師」に改め、同条第三項中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改める。

第七百十條第十四号、第七百二十七條第二項第四号及び第七百四十一條第十四号中「保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験」を「保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験」に改める。

第八百八十二條中「看護婦養成所、助産婦養成所」を「看護師養成所、助産師養成所」に「看護婦養成所、准看護婦養成所」を「看護師養成所、准看護師養成所」に改める。

別表第四中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に「看護婦科」を「看護師科」に改める。

別表第六中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

附則

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。